

令和7年第1回春日井市議会定例会

附属資料〔I〕

(条例案、一般議案及び報告関係)

目 次

議案番号	議 題	
第16号議案	春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	3
第17号議案	春日井市政功労者表彰条例等の一部を改正する条例について	3
第18号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	4
第19号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	5
第20号議案	春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	5
第21号議案	春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	6
第22号議案	春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	6
第23号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6
第24号議案	春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	8
第25号議案	春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	8
第26号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	9

第27号議案	春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	10
第28号議案	春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	11
第29号議案	春日井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	11
第30号議案	春日井市消防団条例の一部を改正する条例について	12
第31号議案	春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	12
第32号議案	春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12
第33号議案	春日井市市税条例の一部を改正する条例について	12
第34号議案	春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例について	13
第35号議案	春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	13
第36号議案	春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について	13
第37号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	13
第38号議案	春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	14
第39号議案	春日井市母子生活支援施設条例を廃止する条例について	14
第40号議案	春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	14
第41号議案	春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	14
第42号議案	春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について	14
第43号議案	春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について	14
第44号議案	春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例について	15
第45号議案	春日井市名誉市民の推挙について	15
第46号議案	市道路線の認定について	15
第47号議案	財産の無償譲渡について	15
第48号議案	損害賠償の額の決定について	15
報告第1号	令和6年度春日井市一般会計補正予算（第12号）の専決処分について	16

第16号議案

春日井市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務について個人番号を利用することができる事務とするとともに、必要な限度で特定個人情報の利用を可能とするもの（別表第1—別表第3関係）
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の制定（令和6年デジタル庁・総務省令第8号。令和6年5月27日施行）に伴い、外国人の生活保護に関する事務について規定を整備するもの（別表第1—別表第3関係）
- 3 施行日
 - 1 公布の日
 - 2 令和7年6月15日

第17号議案

春日井市政功労者表彰条例等の一部を改正する条例について

- 1 刑法の一部改正（令和4年法律第67号。令和7年6月1日施行）に伴い、次の条例の規定を整備するもの
 - (1) 春日井市政功労者表彰条例
 - (2) 春日井市行政不服審査条例
 - (3) 春日井市個人情報等保護条例
 - (4) 春日井市情報公開・個人情報等保護審査会条例
 - (5) 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例
 - (6) 春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
 - (7) 春日井市職員の給与に関する条例
 - (8) 春日井市職員退職手当支給条例
 - (9) 春日井市消防団条例
 - (10) 春日井市消防団員にかかる退職報償金の支給に関する条例
- 2 施行日 令和7年6月1日

第18号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

- 1 建築基準法の一部改正（令和4年法律第69号。令和7年4月1日施行）による建築確認申請等に係る審査事務量の増加に伴い、次のとおり手数料を改定するもの（別表関係）

事務	区分		現行	改正案
建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査	床面積の合計	30㎡以内	6,000円	10,000円
		30㎡超100㎡以内	19,000円	28,000円
		100㎡超200㎡以内	41,000円	59,000円
		200㎡超300㎡以内 (現行 500㎡以内)	68,000円	101,000円
		300㎡超(現行 500㎡超) 1,000㎡以内	107,000円	141,000円
		1,000㎡超2,000㎡以内	155,000円	207,000円
		2,000㎡超10,000㎡以内	231,000円	313,000円
		10,000㎡超50,000㎡以内	341,000円	466,000円
		50,000㎡超	610,000円	836,000円
建築物の完了検査(中間検査なし)	床面積の合計	30㎡以内	17,000円	23,000円
		30㎡超100㎡以内	22,000円	28,000円
		100㎡超200㎡以内	36,000円	41,000円
		200㎡超300㎡以内 (現行 500㎡以内)	51,000円	55,000円
		300㎡超(現行 500㎡超) 1,000㎡以内	67,000円	改正なし
		以降の区分	改正なし	
建築物の完了検査(中間検査あり)	床面積の合計	30㎡以内	16,000円	22,000円
		30㎡超100㎡以内	21,000円	27,000円
		100㎡超200㎡以内	35,000円	40,000円
		200㎡超300㎡以内 (現行 500㎡以内)	50,000円	53,000円
		300㎡超(現行 500㎡超) 1,000㎡以内	66,000円	改正なし
		以降の区分	改正なし	
建築物の中間検査	中間検査を行う部分の床面積の合計	30㎡以内	16,000円	20,000円
		30㎡超100㎡以内	21,000円	25,000円
		100㎡超200㎡以内	33,000円	36,000円
		200㎡超300㎡以内 (現行 500㎡以内)	47,000円	48,000円
		300㎡超(現行 500㎡超) 1,000㎡以内	62,000円	改正なし
		以降の区分	改正なし	

- 2 建築基準法の一部改正（令和6年法律第53号。令和6年11月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（別表関係）
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正（令和4年法律第69号。令和7年4月1日施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの（別表関係）
 - (1) 住宅及び小規模建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を設けるもの
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定に係る手数料を廃止するもの
- 4 愛知県建築基準条例の一部改正（令和6年愛知県条例第31号。令和6年4月1日施行）に伴い、地下道に関する制限の特例の認定の申請に対する審査を廃止し、地下街に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査の手数を1件につき27,000円とするもの（別表関係）
- 5 宅地造成又は特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可、変更の許可及び中間検査について造成面積ごとの許可手数料を設けるもの（別表関係）
- 6 認可地縁団体の告示した事項に関する証明書の交付に係る単位について、1通につき1件（現行 用紙1枚をもって1件）とするもの（別表関係）
- 7 施行日 2 公布の日
 - 1・3・4・6 令和7年4月1日
 - 5 令和7年5月9日

第19号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 職員の定数を次のとおり増員するもの（第2条関係）

区分	現行	改正案
市長の事務部局（市民病院以外）	1,544人	1,576人
市長の事務部局（市民病院）	901人	912人

- 2 施行日 令和7年4月1日

第20号議案

春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 職員が請求した場合において任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない養育対象の子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子（現行 3歳に満たない子）に拡大するもの（第8条の2関係）
- 2 次のとおり仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）の強化のための措置を講じるもの
 - (1) 配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対する介護両立支援制度等の周知及び当該職員の意向の確認のための面談その他の措置（第15条の3関係）
 - (2) 介護両立支援制度等に係る研修の実施や相談体制の整備等、勤務環境の整備に関する措置（第15条の4関係）
- 3 施行日 令和7年4月1日

第21号議案

春日井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正（令和6年法律第42号。令和7年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第22条関係）
- 2 施行日 令和7年4月1日

第22号議案

春日井市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 職員を派遣できる団体に公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を加えるもの（第2条関係）
- 2 施行日 令和7年4月1日

第23号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について次のとおり改めるもの
 - (1) 行政職給料表8級以上である職員等について、その者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り昇給を行うこととするもの（第6条関係）
 - (2) 初任給調整手当の支給月額を次のとおり引き上げるもの（第10条関係）
 - ア 医師及び歯科医師 416,600円（現行 415,600円）
 - イ 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるもの（医師及び歯科医師を除く。） 51,600円（現行 51,100円）
 - (3) 扶養手当の支給月額を段階的に次のとおり改めるもの（第11条関係）
 - ア 配偶者に係る手当を廃止するもの
 - イ 子に係る手当を13,000円（現行 10,000円）に引き上げるもの
 - (4) 地域手当の支給月額を給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の8（現行 100分の6）を乗じて得た額とし、段階的に引き上げるもの（第12条の2関係）
 - (5) 通勤手当の支給月額を150,000円（現行 55,000円）に引き上げるもの（第13条関係）
 - (6) 単身赴任手当の支給対象を新たに給料表の適用を受ける職員となった者（現行 職員以外の地方公務員、国家公務員等から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者）とするもの（第13条の2関係）
 - (7) 管理職員特別勤務手当の週休日等以外の日に係る支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時まで（現行 午前0時から午前5時まで）とするもの（第17条の2関係）
 - (8) 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第22条関係）

(単位：月分)

区分		現行	改正案	
			令和6年度	令和7年度以降
一般職員 (特定幹部職員を 除く。)	6月	1.225	1.225	1.25
	12月	1.225	1.275	1.25
	合計	2.45	2.5	2.5
一般職員 (特定幹部職員)	6月	1.025	1.025	1.05
	12月	1.025	1.075	1.05
	合計	2.05	2.1	2.1
定年前再任用短時 間勤務職員 (特定幹部職員を 除く。)	6月	0.6875	0.6875	0.7
	12月	0.6875	0.7125	0.7
	合計	1.375	1.4	1.4
定年前再任用短時 間勤務職員 (特定幹部職員)	6月	0.5875	0.5875	0.6
	12月	0.5875	0.6125	0.6
	合計	1.175	1.2	1.2

(9) 勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの(第23条関係)

(単位：月分)

区分		現行	改正案	
			令和6年度	令和7年度以降
一般職員 (特定幹部職員を 除く。)	6月	1.025	1.025	1.05
	12月	1.025	1.075	1.05
	合計	2.05	2.1	2.1
一般職員 (特定幹部職員)	6月	1.225	1.225	1.25
	12月	1.225	1.275	1.25
	合計	2.45	2.5	2.5
定年前再任用短時 間勤務職員 (特定幹部職員を 除く。)	6月	0.4875	0.4875	0.5
	12月	0.4875	0.5125	0.5
	合計	0.975	1.0	1.0
定年前再任用短時 間勤務職員 (特定幹部職員)	6月	0.5875	0.5875	0.6
	12月	0.5875	0.6125	0.6
	合計	1.175	1.2	1.2

(10) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を新たに住居手当の支給対象とするもの(第24条関係)

(11) 給料月額を平均3.0パーセント引き上げるもの(別表第1、別表第2関係)

2 施行日 1(2)、(11) 公布の日(令和6年4月1日適用)

1(8)・(9)(令和6年度分) 公布の日(令和6年12月1日適用)

1(1)、(3)ー(7)、(8)・(9)(令和7年度以降分)、(10) 令和7年4月1日

第24号議案

春日井市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 給料月額を次のとおり改めるもの（第3条関係）

- (1) 市長 1,103,000円（現行 1,072,000円）
- (2) 副市長 920,000円（現行 894,000円）
- (3) 教育長 801,000円（現行 779,000円）
- (4) 常勤の監査委員 609,000円（現行 592,000円）

2 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第4条関係）

（単位：月分）

区分	現行	改正案	
		令和6年度	令和7年度以降
6月	1.7	1.7	1.725
12月	1.7	1.75	1.725
合計	3.4	3.45	3.45

3 施行日 2（令和6年度分） 公布の日（令和6年12月1日適用）

1、2（令和7年度以降分） 令和7年4月1日

第25号議案

春日井市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 報酬月額を次のとおり改めるもの（第1条関係）

- (1) 議長 665,000円（現行 646,000円）
- (2) 副議長 601,000円（現行 584,000円）
- (3) 議員 552,000円（現行 536,000円）

2 期末手当の支給割合を次のとおり改めるもの（第6条関係）

（単位：月分）

区分	現行	改正案	
		令和6年度	令和7年度以降
6月	1.7	1.7	1.725
12月	1.7	1.75	1.725
合計	3.4	3.45	3.45

3 施行日 2（令和6年度分） 公布の日（令和6年12月1日適用）

1、2（令和7年度以降分） 令和7年4月1日

第26号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 委員等の報酬について次のとおり改めるもの（別表関係）

(1) 市長等の給与改定に準じ、委員等の報酬の額を改めるもの

区分		現行	改正案
教育委員会委員		月額 49,500円	月額 50,900円
選挙管理委員会	委員長	月額 36,700円	月額 37,700円
	委員	月額 29,300円	月額 30,100円
監査委員	代表監査委員	月額 121,000円	月額 124,400円
	監査委員（識見者）	月額 113,600円	月額 116,800円
	監査委員（市議会議員）	月額 48,000円	月額 49,000円
公平委員会委員		日額 10,400円	日額 10,700円
農業委員会	会長	月額 35,200円 （年額557,334円以内の加算額あり）	月額 36,200円 （年額557,334円以内の加算額あり）
	副会長	月額 29,300円 （年額557,334円以内の加算額あり）	月額 30,100円 （年額557,334円以内の加算額あり）
	委員	月額 25,000円 （年額557,334円以内の加算額あり）	月額 25,700円 （年額557,334円以内の加算額あり）
	農地利用最適化推進委員	月額 25,000円 （年額557,334円以内の加算額あり）	月額 25,700円 （年額557,334円以内の加算額あり）
固定資産評価審査委員会委員		日額 8,500円	日額 8,700円
表彰審査委員会委員ほか		日額 7,300円	日額 7,500円
開発事業紛争調停委員会委員		日額 20,600円	日額 21,200円
行政不服審査会委員		日額 20,600円	日額 21,200円
情報公開・個人情報等保護審査会委員		日額 20,600円	日額 21,200円
産業医	専らメンタルヘルスに係る者	月額 154,000円	月額 158,300円
	上記以外の者	月額 135,000円	月額 138,800円
スポーツ推進委員		年額 41,100円	年額 42,300円
介護認定審査会委員		日額 20,600円	日額 21,200円
障害支援区分判定審査会委員		日額 20,600円	日額 21,200円
建築審査会委員		日額 20,600円	日額 21,200円

開発審査会委員	日額 20,600円	日額 21,200円
西部地区新調理場整備運営 事業者選定委員会委員	日額 20,600円	日額 21,200円
学校教育施設及び社会福祉 施設の医師、歯科医師及び 薬剤師	年額 1施設1人につ き1,233,800円以内	年額 1施設1人につ き1,382,630円以内
学校運営協議会委員	年額 11,000円	年額 11,300円
学校評議員	年額 21,600円	年額 22,200円
学校保健結核対策委員会委 員	日額 10,300円	日額 10,600円
いじめ問題対策委員会委員	日額 20,600円	日額 21,200円
上記以外の非常勤の職員	年額 197,400円以内 月額 131,600円以内 日額 20,600円以内	年額 202,900円以内 月額 135,300円以内 日額 21,200円以内

- (2) 春日井市附属機関設置条例の一部改正に伴い、新たに設置する福祉施策等推進協議会の委員報酬の額を日額 7,500円とし、地域福祉計画推進協議会委員、高齢者総合福祉計画推進協議会委員及び障がい者施策推進協議会委員の区分を廃止するもの
- (3) 春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴い、新たに設置する災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬の額を日額 21,200円とするもの

2 施行日 令和7年4月1日

第27号議案

春日井市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給与について次のとおり改めるもの
- (1) 給料月額を次のとおりとするもの（第7条関係）

号給	現 行	改正案
1	380,000円	392,000円
2	427,000円	440,000円
3	477,000円	492,000円
4	539,000円	555,000円
5	615,000円	634,000円
6	718,000円	740,000円
7	839,000円	864,000円

- (2) 特定任期付職員業績手当を廃止するもの（第7条関係）

- (3) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとするもの（第9条関係）

(単位：月分)

区分	現行			改正案					
				令和6年度			令和7年度以降		
	6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
期末手当	1.7	1.7	3.4	1.7	1.75	3.45	0.95	0.95	1.9
勤勉手当	—	—	—	—	—	—	0.875	0.875	1.75
合計	1.7	1.7	3.4	1.7	1.75	3.45	1.825	1.825	3.65

- 2 施行日 1(1) 公布の日（令和6年4月1日適用）
 1(3)（令和6年度分） 公布の日（令和6年12月1日適用）
 1(2)、(3)（令和7年度以降分） 令和7年4月1日

第28号議案

春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 勤勉手当の支給割合を次のとおり改めるもの(第14条の2、第25条の2関係)
 (単位：月分)

区分	現行	改正案	
		令和6年度	令和7年度以降
6月	0.5125	0.5125	0.525
12月	0.5125	0.5375	0.525
合計	1.025	1.05	1.05

- 2 一般職の常勤職員の給与改定に準じ、給料月額を引き上げるもの
 (別表第1、別表第2関係)
- 3 施行日 2 公布の日（令和6年4月1日適用）
 1（令和6年度分） 公布の日（令和6年12月1日適用）
 1（令和7年度以降分） 令和7年4月1日

第29号議案

春日井市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正（令和6年法律第22号。令和7年4月1日施行）に準じ、旅費の支払について次のとおり規定を整備するもの
- (1) 旅費に相当する金額を旅行代理店等の旅行役務提供者に直接支払うことを可能とするもの（第3条関係）
- (2) 宿泊費（現行 宿泊料）について次のとおり基準額を規定するもの
 (第17条関係)

区分	金額
市長等	27,000円以内で市長が規則で定める額
上記以外の職員	19,000円以内で市長が規則で定める額

- (3) 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に当てるための費用を宿泊手当（現行 食卓料）とし、1夜当たり2,400円とするもの（第19条関係）

2 施行日 令和7年4月1日

第30号議案

春日井市消防団条例の一部を改正する条例について

- 1 活動実績のない消防団員に係る年額報酬を支給しないこととするもの（第14条関係）

2 施行日 令和7年4月1日

第31号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）等の規定により相当の給付を受けることができる場合に葬祭費の支給を行わないこととするもの（第5条関係）

2 施行日 令和7年4月1日

第32号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 1 地方税法施行令の一部改正（令和6年政令第136号。令和6年4月1日施行）に伴い、後期高齢者支援金等課税額の限度額を240,000円（現行 220,000円）とするもの（第2条関係）

- 2 次のとおり所得割に係る率並びに被保険者均等割額及び平等割額の税率を引き上げるもの（第3条、第5条、第6条の2、第6条の4、第7条、第9条、第10条関係）

区分		現行	改正案
基礎課税額	所得割	6.5%	6.8%
	均等割	28,200円	29,600円
	平等割	22,000円	改正なし
後期高齢者支援金等課税額	所得割	2.2%	2.3%
	均等割	10,500円	11,000円
	平等割	9,000円	改正なし
介護納付金課税額	所得割	1.8%	1.9%
	均等割	11,200円	11,800円
	平等割	6,100円	6,200円

3 施行日 令和7年4月1日

第33号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例について

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和6年法律第46号。令和7年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第58条の2、第80条、第125条の3関係）

2 施行日 令和7年4月1日

第34号議案

春日井市社会福祉施設条例の一部を改正する条例について

- 1 牛山ふれあいの家を廃止するもの（別表第1関係）
- 2 施行日 令和7年4月1日

第35号議案

春日井市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 鷹来公民館の施設使用料を次のとおりとするもの（別表関係）

区分		金額		
		午前	午後	夜間
料理・多目的室 (64㎡)	料理の用に供する 場合	2,100円	2,900円	2,900円
	料理の用に供し ない場合	1,600円	2,200円	2,200円
第1集会室 (23㎡)		500円	700円	700円
第2集会室 (39㎡)		1,000円	1,300円	1,300円
第3集会室 (39㎡)		1,000円	1,300円	1,300円
第4集会室 (22㎡)		500円	700円	700円
音楽室 (46㎡)		1,100円	1,500円	1,500円
軽運動室 (54㎡)		1,300円	1,800円	1,800円
実習室 (62㎡)		1,600円	2,100円	2,100円
ホール (300㎡)	体育の用に供す る場合	1時間につき400円以内において 市長が定める額		
	体育の用に供し ない場合	7,700円	10,300円	10,300円

- 2 施行日 令和7年9月1日

第36号議案

春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

- 1 前並調理場を廃止するもの（第2条関係）
- 2 施行日 令和7年4月1日

第37号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 次の附属機関を統合し、福祉に係る総合的な計画に関する事項その他福祉の推進に関する事項についての審議を行う附属機関として春日井市福祉施策等推進協議会を設置するもの（別表関係）
 - (1) 春日井市地域福祉計画推進協議会
 - (2) 春日井市高齢者総合福祉計画推進協議会
 - (3) 春日井市障がい者施策推進協議会
- 2 施行日 令和7年4月1日

第38号議案

春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る調査審議を行う附属機関として春日井市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するもの（第17条関係）
- 2 施行日 令和7年4月1日

第39号議案

春日井市母子生活支援施設条例を廃止する条例について

- 1 春日井市母子の家を廃止するもの
- 2 施行日 令和7年5月1日

第40号議案

春日井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和6年内閣府令第109号。令和7年4月1日施行）に伴い、食事の提供の特例に係る資格要件に管理栄養士を加えるもの（第17条関係）
- 2 施行日 令和7年4月1日

第41号議案

春日井市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

- 1 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定（令和7年内閣府令第1号。令和7年4月1日施行）に準じ、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの
- 2 施行日 令和7年4月1日

第42号議案

春日井市児童遊園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 宮ノ越児童遊園を廃止するもの（別表関係）
- 2 施行日 令和7年3月31日

第43号議案

春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 特定任期付職員業績手当を廃止するもの（第2条、第14条の2関係）
- 2 管理職員特別勤務手当の週休日等以外の時間に係る支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時まで（現行 午前0時から午前5時まで）とするもの（第11条の2関係）
- 3 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給することとするもの（第19条関係）
- 4 特定任期付職員に勤勉手当を支給することとするもの（第19条の2関係）
- 5 施行日 令和7年4月1日

第44号議案

春日井市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例について

- 1 水道法施行令の一部改正（令和6年政令第102号。令和7年4月1日施行）に準じ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に係る規定を整備するもの（第3条、第4条関係）
- 2 施行日 令和7年4月1日

第45号議案

春日井市名誉市民の推挙について

- 1 対象者 ■■■■■■
伊藤 太
- 2 生年月日 ■■■■年■月■日（満■歳）

第46号議案

市道路線の認定について

認定路線 6件

第47号議案

財産の無償譲渡について

- 1 物件 春日井市牛山町2200番地99
牛山ふれあいの家
- 2 譲渡の相手方 春日井市牛山町2356番地4
牛山区

第48号議案

損害賠償の額の決定について

- 1 損害賠償の額 5,000,000円
- 2 損害賠償の相手方 ■■■■■■
■■■ ■■■
- 3 事故の概要 ■■■■年■月■日春日井市民病院における診療上の事故

